

令和6年6月高浜市議会定例会会議録（第1号）

令和6年6月高浜市議会定例会は、令和6年6月6日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
(諸報告)
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第4 議案第43号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第2回）
- 日程第5 議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第37号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議案第38号 高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等
に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第39号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
議案第40号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について
議案第41号 高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問題対策委員会条
例の一部改正について
議案第42号 事業契約の変更について
- 日程第6 議案第44号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第3回）
議案第45号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
- 日程第7 報告第5号 権利放棄の報告について
報告第6号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）
報告第7号 令和5年度高浜市水道事業会計予算の繰越しについて
報告第8号 令和5年度高浜市下水道事業会計予算の繰越しについて
報告第9号 令和5年度高浜市土地開発公社の経営状況について
報告第10号 令和5年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番 橋本友樹
3番 神谷直子
5番 野々山 啓
7番 福岡里香
9番 長谷川 広昌
11番 鈴木勝彦
13番 倉田利奈

2番 荒川義孝
4番 杉浦康憲
6番 今原ゆかり
8番 岡田公作
10番 北川 広人
12番 柴口征寛
14番 黒川美克

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡初浩
副 市 長	深谷直弘
教 育 長	岡本竜生
企 画 部 長	木村忠好
総合政策グループリーダー	榊原雅彦
総 務 部 長	杉浦崇臣
財務グループリーダー	本多征樹
市 民 部 長	岡島正明
市民窓口グループリーダー	神谷直子
経済環境グループリーダー	島口 靖
税務グループリーダー	西口尚志
福 祉 部 長	磯村和志
こども未来部長	磯村順司
こども育成グループリーダー	板倉宏幸
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都 市 政 策 部 長	杉浦睦彦
都市計画グループリーダー	村松靖宣
上下水道グループリーダー	亀井勝彦
上下水道グループ主幹	大村智康
学校経営グループリーダー	内藤克己

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹内正夫
主 査	森本将史

主 任 立 花 容史枝
主 事 大 岡 靖 治

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、御多用の中御出席いただきありがとうございます。

本定例会に提案されました諸案件につきまして、皆様の厳正なる御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

午前10時00分開会

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和6年6月高浜市議会定例会は成立しましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集の挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和6年6月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございました。

日頃より、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

本日提案をさせていただきます案件でございますが、諮問1件、議案10件、報告6件の計17件を御審議いただくものでございます。詳細につきましては、副市長、教育長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重な御審議の上、御意見、御可決、あるいはお聞き取りを賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時2分開議

○議長（杉浦康憲） これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦康憲） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、9番、長谷川広昌議員、10番、北川広人議員を指名いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日、招集されました令和6年6月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る5月30日に議会運営委員会を委員全員出席の下、開催をいたしました。

当局より提示されました案件につきまして検討いたしました結果、会期は本日より6月28日までの23日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取扱いにつきまして、本日は、諮問第1号及び議案第43号を議案上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決を行い、議案第36号から議案第42号まで、議案第44号及び議案第45号を議案上程、説明並びに報告第5号から報告第10号までについて報告を受けます。

6月13日及び14日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

6月18日に議案第36号から議案第42号まで、議案第44号及び議案第45号について総括質疑を行い、総務建設委員会については、議案第36号、議案第37号、議案第44号及び議案第45号並びに陳情第1号、陳情第2号及び陳情第4号を付託、福祉文教委員会については、議案第38号から議案第42号まで及び議案第44号及び陳情第3号、陳情第5号から陳情第7号までを付託し、審査願うことに決定をいたしました。

各常任委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりですので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

最終の6月28日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順に行います。

6月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、御報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月28日までの23日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月28日までの23日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について御報告いたします。

締切日までに陳情書7件が提出され、これを受理いたしました。陳情につきましては、会議規則第136条の規定により、既に配付されております陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されますようお願いいたします。

次に、5月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室にて保管しておりますので、随時御覧をお願いいたします。

報告事項は以上であります。

○議長（杉浦康憲） 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（深谷直弘） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について御説明を申し上げます。

本案は、現委員の中川健二氏が本年9月30日で任期満了となりますので、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会に諮問をさせていただくものでございます。

同氏は長年、本市の小・中学校で教職にあられ、平成23年から教頭、平成27年からは校長という要職にあられました。御退職後は高浜市総合計画審議会委員、高浜市老人専門相談委員などを歴任され、幅広い知識と豊かな経験を有しておられます。また、誠実温厚なお人柄で、人権擁護委員には適格な方でございます。何とぞ同氏を推薦することに御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号については、議会運営委員長の報告のとおり、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、原案に異議のない旨、答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、諮問第1号は、原案に異議のない旨、答申することに決定いたしました。

○議長（杉浦康憲） 日程第4 議案第43号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第43号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第2回）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

第2回補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億3,297万6,000円を追加し、補正後の予算総額を184億3,536万8,000円といたすものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項1目総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、今年度を実施する所得税、個人住民税の定額減税を十分に受けられない方に対して実施する定額減税補足給付金給付事業に対し全額交付されるものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項27目定額減税補足給付金給付事業費の1定額減税補足給付金給付事業は、今年度の実

施する所得税、個人住民税の定額減税を十分に受けられない方に対し、定額減税補足給付金を支給いたしますのでございます。

主な内容は、委託料としてシステム導入業務委託料990万9,000円、事業支援業務委託料1,654万2,000円、交付金として定額減税補足給付金4億円を計上いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 幾つか質問したいと思ひます。

今回の給付に当たり、市民の方に給付までの流れについてまず教えていただきたいのと、それから事業支援業務委託料、これの内容、それから契約方法についても教えてください。

それから、これ定額減税という名前がついていて、以前この減税部分についての予算計上されたときに、私が4万円皆さんに配れば終わったのに、何でこんなややこしいことをしたのかなというような内容のことを、私あの討論で申し上げたかと思うんですけども、いろいろ今回この給付が加わったということで、これ、定額という4万円ではなく4万円以上に、給付と減税部分を足した金額が4万円の人もいるかもしれないし、それから給付だけで4万円以上になるかもしれない。いろいろなパターンの方がすごくあるんだなということも、あれからちょっと勉強して改めて思ったんですけども、そうなった場合に、合わせた金額で一番高い金額になるというパターンについて、どういう方がそういう対象になるのかについてもお教えいただきたいのと、それから、今回、令和6年度の補正予算ということで、これ令和6年度分だけの給付になるかなと思うんですけども、令和7年度に給付になる可能性もあるんですね、たしか。

そういう方がどういう方なのかということについては、多分皆さんよく分かっていないので、今回の給付に当てはまらず、令和7年度に給付される方はどういう方なのかなということと……。

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、まだありますか。

○13番（倉田利奈） あります。

○議長（杉浦康憲） では、一旦ここで。

税務グループ。

○税務G（西口尚志） それではお答えいたします。

13番議員から御質問のあった件については4つ御質問があったかと思ひます。

まず1点目の給付までの流れについてですけども、まず調整給付の対象者の方を抽出いたしまして、それを、その方につきまして確認書という形で、郵送で送らせていただきます。で、確認書を御提出していただいた方に対して、なるべく速やかに給付をさせていただくという流れでございます。

続きまして、事業支援業務委託の内容、それから契約についてでございます。

まず事業支援業務委託の内容ですけれども、問合せに対するコールセンター的な業務、それから市役所窓口へ来られた方についての窓口対応業務、それから、先ほど申しあげました確認書が届いた際の事務処理が主な内容となっております。契約につきましては、これは指名競争入札で入札を行い、契約を締結する予定でございます。

3点目の一番高い、給付の高い金額のケースですけれども、最高でもう20万円超えのケースがあるんですけれども、こういった内容というのは、まず定額減税につきましては、御本人、それから扶養親族の人数に対して減税額を乗じるというものでございますので、そこからいたしますと、いわゆる扶養親族の人数がかなり多い方が、金額、最もその給付を受ける内容の一番高いパターンとなっております。

あと、令和7年度の不足分の給付ですけれども、令和7年度に不足調整給付において不足分を給付する場合ですけれども、これは、まず今回の調整給付につきましては、令和6年分の所得税額から計算するんですけれども、この所得税額につきましては、前年、令和5年分の所得税額を基に、推計で令和6年分もこの所得税だろうということで計算させていただくもので、その推計した令和6年分の所得税額と実際に出てきた所得税額と比較しまして、実際の所得税額のほうが多い方につきまして、追加で令和7年に調整給付をさせていただく方が主な方になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） では、先ほどの続きの質問をしたいと思うんですけれども、こちらの主要・新規の概要のほうを見させていただきますと、先ほど説明があったように確認書が郵送されてきて、この金額で私は正しいんだな、この金額を振り込んでいただければ給付が正しく行われて問題ないなというふうに確認していくと思うんですけれども、これ非常に分かりづらくて、市民も多分それ、確認書が送られてきても、なかなかそれで合っているかどうかというのって難しいと思うんです。そのあたりをちょっとどのように分かりやすくしていただけるのかなというところについてお聞かせいただきたかったのと、それから、すみません、先ほど20万円超えということだったんですけれども、それは多分扶養の数によって、人数が多いと、やはり今回の給付なり減税額というのは大きくなると思うんですけれども、そうではなくて、聞いたところによると結局1円でも減税ができなかった場合は、給付が1円ではなくて9,999円足した1万円になるということで、1万円単位になるということもお聞きしております。

そういう意味で、結局減税と給付を足して4万円ではなくて、中には多分4万9,999円になる方がみえたりするものですから、そういうので最高額どれぐらいになるのかなというところをお聞きしたかったので、お願いしたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） それではお答えいたします。

御質問のあった内容については2点あったかと思えます。

まず1点目につきまして、確認書が市民の方に分かりづらいではないかということですが、こちらにつきましては調整給付に関してのチラシなどを同封させていただくことにより御理解をいただくように努めてまいりたいと思えます。

2点目の9,999円とかのパターンがあり得るではないかということですが、この切り上げさせていただくその制度ですが、まず厳密に何円単位とかで計算することによりまして、かなり給付する側も細かく計算することによって事務が煩雑になってしまうところでございます。したがって、今回の調整給付につきましては1万円単位で切り上げて計算させていただくと、最高額ということですが、1万円単位で切り上げるということで、9,999円差があるというのはなかなかないかと思うんですが、実際それに相当するような差が生じることは考えられるかと思えます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。2回目です。

○13番（倉田利奈） 2回目、お願いします。

先ほど、抽出してという話があったと思うんですが、これ、やはり本当に皆さんいろいろところで働かされているということで、大企業においても今回その減税分に関しては給与明細にも明記しないとイケないということで、これ、どうも労働基準法で決まっているらしいんですね。それを別紙でも出してはイケないということで、非常に厳しいやり方だなと思っております。ただ、やはり給与明細をもらう側とすると、やはりそこが明確でないと、では結局引けなかった分を給付でもらうという分は、本当にそれが正しいかどうかというのを非常に確認しづらいと思うんですね。

そういう意味で、やはり逆に大きい企業だと、結局給与明細のシステムの改修ということで100万円以上システムの改修費がかかったとか、いろいろな報道が今されているんですが、そういう中で多分いろいろところからすごい数の問合せ、市民もそうだけでも、そういういわゆる中小企業、零細企業とか個人事業主さんとか、そういう方からも非常に問合せがあると思うんですね。そういう中で、その窓口業務の対応とか、あとコールセンターの案内ということなんですけれども、そのあたりの混乱というのがすごく危惧されるんですが、そのあたりどうお考えなのかなということ、最後お聞きしたいと思います。

あとその抽出に関して、やはり雇用主側と市側との乖離とか、そういうあたりはもう、絶対それはあり得ないというか、そういう形でもよしかったのかな。その確認も最後したいと思います。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） それではお答えします。

御質問があった件については2つあったかと思えます。

まず、やや分かりづらい制度ということで、いろいろ問合せがあろうかという御質問かと思えます。

これにつきましては、やはりコールセンター、それから窓口で対応させていただく際には、できる限り丁寧に説明させていただき、給付の内容、その給付の算定に係る内容についても丁寧に御説明をさせていただきたいと思えます。

あと、もう一点ですけれども、2点目の雇用主、それから市側の乖離ということですが、基本的には事業所側から課税に関する資料が届いてまいります。その内容につきましては、基本的には間違いのない内容が届いているものと理解しておりますので、その資料に基づいて計算させていただくところだと、よほど間違いはないかと理解しております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 先ほどの、市民に分かりやすく調整給付金の額をお示しするという意味でちょっとだけ補足させていただきます。

確認書の中には、所得税と住民税の所得割についてそれぞれ定額減税可能額、例えば所得税でいきますと、3万円掛ける本人プラス扶養親族数が何ぼだから、何ぼ減税ができる可能性がお宅にありますよと。で、所得税がこれだけなので控除の不足額がこれだけ発生していますよと。住民税につきましても、所得割について1万円掛ける本人プラス扶養親族数でこれだけの減税が可能です。令和6年度分の住民税の所得割額がこれだけでございますので控除不足額がこれだけになります。合算しまして1万円に切り上げてこの金額になっておりますよという、その中身を細かく表示したものを確認書として発送しますので、住民の方にはお分かりいただいて、それについて疑義がある場合は税務当局に問い合わせさせていただくということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） 先ほどの納税者への通知の部分についてなんですけれども、基本的には納税通知書に減税前の金額、それから減税後の税額という形で表記される形になっていると思えます。そこでまず1点確認ができるということと、再度、今部長がおっしゃられたように、給付の通知、請求される方への通知を出す際に細かく載せていただけると、二段構えということでもよかったですね。

ということと、もう一点、特に個人住民税についてなんですけれども、所得割のみということで、これ均等割が発生している部分につきましては、これは通常どおり納税いただくという部分

かなと思うんですが、いかがでしょうか。

あともう一点、すみません。修正申告、それから更正請求等によって税額が増減する場合の対応について、こちらについてはいかがでしょうか。お願いします。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） それではお答えいたします。

2番議員から御質問のあった内容につきましては3点あったかと思えます。

まず1点目につきまして、納税通知書、それから今申し上げた確認書なんですけれども、それらを御覧いただくことで定額減税が幾ら、定額減税で控除できない額が幾ら、それから実際調整給付をする額の算定過程、実際調整給付をする金額は幾らかというのをお載せするというので、2番議員のおっしゃるとおりでございます。

続いて、2番目の均等割のみの納税義務者ですけれども、今回の調整給付に至る前の定額減税に関しまして、定額減税というのは住民税所得割の納税額がある方が対象になりますので、均等割のみの課税の方につきましては、この定額減税、それから調整給付の対象の方からは外れるものでございます。

最後、3点目ですけれども、修正申告、それから更正の請求により税額の増減があったケースについてでございます。

修正申告によりまして所得税、それから住民税所得割が増額になった場合につきましては、この場合は調整給付金を結果過大に支給することになってしまうんですけれども、こちらにつきましては、国からのQアンドAによりまして返還を求めない取扱いとなっております。逆に更正の請求などによりまして税額等が減額になった場合につきましては、こちらは追加で調整給付を支払う対象となりますので、こちらは翌年度、令和7年に給付をさせていただくという流れになると思います。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） すみません。ちょっと均等割の部分につきまして聞き方が悪かったようですすみませんでした。

均等割が発生して、所得割が発生してみえる方について、所得割は減税で給付されて、均等割は支払うという、そういう仕組みでよかったですでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） 所得割が完全に減税し切って均等割のみになった方という御質問かと思いますが、そちらにつきましては均等割のみの額を納税する形になるということでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） 先ほど部長が、細かく何か書いてあるとおっしゃったんですけれども、特別徴収の短冊にもきちっと書いてあるのか、これから発送する普通徴収の人に書いてあるのか、それはどの辺に書いてあるんですか。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） それではお答えいたします。

まず特別徴収の税額通知書につきましては、備考欄ということがございまして、そこに定額減税額、それから定額減税ができなかった額を記載させていただくものでございます。普通徴収の方への納税通知書につきましては、課税のその内容を明記されているところの右上の部分に定額減税の内容を記載した上で発送するものでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑も内容ですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第43号については、議会運営委員長の報告のとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論も内容ですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第43号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦康憲） 日程第5 議案第36号から議案第42号までを会議規則第34条の規定により

一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第36号及び議案第37号について、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第36号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について提案理由を御説明申し上げます。

別添参考資料4ページからの新旧対照表及び6ページの概要資料を併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、高浜市国民健康保険税条例を改正するものでございます。

改正の内容は2点ございまして、1点目は課税限度額の引上げ、2点目は軽減措置を拡充するというものでございます。

それでは改正の内容につきまして、新旧対照表に基づき御説明をさせていただきます。

参考資料4ページをお願いいたします。

第2条第3項の改正は、中間所得層の保険料負担の上昇を緩和する観点から、後期高齢者支援金等課税額の上限を年間「22万円」から「24万円」に改めるものでございます。

第23条第1項の改正は、国民健康保険税の減額について、第2条の改正に伴い引用する後期高齢者支援金等課税額の上限を改めるもの。同項第2号の改正は、5割軽減に該当する世帯の所得の算定において、被保険者数に乗ずる額を「29万円」から「29万5,000円」に改めるもの。

第3号の改正は、同様に2割軽減に該当する世帯において、「53万5,000円」から「54万5,000円」に改めるものでございます。

なお附則におきまして、この条例の施行は公布の日からとし、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることといたしております。

続きまして、議案第37号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明を申し上げます。

別添の参考資料7ページの新旧対照表及び8ページの概要資料も併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証が令和6年12月2日以降発行されなくなることに伴い、地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について議決をお願いするものであります。

議案参考資料7ページの新旧対照表をお願いいたします。

規約の変更内容は、構成市町村が行う事務を定める別表第1中2段目及び3段目の「被保険者

証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。

なお附則におきまして、この規約は令和6年12月2日から施行することといたしております。

説明は以上のおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） 続きまして、議案第38号 高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書をお願いいたします。

なお、別添の議案参考資料12ページも併せて御覧いただきますようお願いいたします。

本案は、介護保険法の規定に基づき、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定めていますが、今回の改正はこれを省令によることとするものであります。

介護保険法第115条の46第6項におきまして、市町村が地域包括支援センターに係る基準を条例で定めるに当たっては、厚生労働省で定める基準に従い定める、あるいは参酌するものと規定されております。これを受けまして、本条例では国が介護保険法施行規則に定めた基準をそのまま重ねて規定してまいりました。このことにより、国が基準を改正するたびに本条例を改正する必要が生じてまいりました。

そこで、第3条におきまして、地域包括支援センターに関する基準は国が定める介護保険法施行規則に掲げる基準とすることに改めるものであります。

最後に附則におきまして、この条例の施行を公布の日からといたしております。

説明は以上のおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） それでは、議案第39号から議案第41号についての説明をさせていただきます。

まず議案第39号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正につきまして説明をさせていただきます。

議案書と参考資料の13ページ以降の新旧対照表に基づき説明をさせていただきます。

本案は、議案書の提案理由にありますように、高浜市婦人の会の解散に伴い、同会による女性文化センターの継続的な利用に係る使用料の規定を削るため等の改正でございます。

まず女性文化センターについてですが、これまで高浜市婦人の会が継続的に使用していた衣装展示室と小会議室については、一月当たりの使用料の設定を廃止し、新たに貸室として1時間当たりの使用料を設定することから、13ページの新旧対照表のとおり、別表1において小会議室を1時間当たり140円とし、衣装展示室は和室の部屋なので、これまで和室だった部屋を和室Aと

し、衣装展示室だった部屋を和室Bとし、1時間当たり190円としております。

併せて14ページの別表2からは女性文化センターの欄を削除しております。

ほかの改正箇所としましては、新旧対照表、13ページのやきものの里かわら美術館・図書館の欄で、改正前は金額に円が表記されていますが、そもそも表の頭に「金額（円）」となっておりますので、数字の後ろの円表記は不要なので削除しております。

最後に新旧対照表、14ページ、別表2のやきものの里かわら美術館・図書館のレストランの備考欄ですが、「光熱水費は、実費」と変更しております。

説明は以上となります。

続きまして、議案第40号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、議案書及び参考資料に基づき説明をさせていただきます。

本案は議案書の提案理由にありますように、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本市の基準に関して職員配置の基準を見直すほか所要の規定の整備を行うために改正するものです。

改正の概要について説明をさせていただきますので、参考資料24ページと新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

まず職員配置の基準の見直しですが、本条例には小規模保育事業A型、B型、保育所型事業所内保育事業所、小規模型事業所内保育事業所について、改正前の職員の配置は、満3歳以上4歳に満たない児童についてはおおむね20人につき1人、満4歳以上の児童についてはおおむね30人につき1人となっていますが、それを、「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」にそれぞれ改正するものです。

なお、この取扱いにつきましては、議案書の附則の2項及び3項を御覧いただきますと、経過措置を規定しておりまして、2項では当分の間、当該事業所の保育士及び保育従事者の数の基準は従前の例によるとしておりまして、3項ではその期間内においても当該事業者は改正後の基準を満たす保育士及び保育従事者を置くように努めなければならないとしております。

再び参考資料24ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

保育所等などとの連携でございますが、第6条1項3号にて、保育の提供が終了する利用乳幼児は、保護者の希望に基づき連携施設において受け入れて教育、保育を提供することと規定しており、国基準では以前より、その第6条1項3号に規定する緩和措置を設けております。これは従うべき基準であり、今回の改正に際し、国基準に併せて改正をするものでございます。

具体的には新たに第6条に第4項と第5項を加えるものです。

4項は、1号、2号に該当する場合、連携施設での教育、保育を提供することについて、その適応をしないことができるとしているものです。

1号といいますのは、その市が行う調整時に当該児を優先的に取り扱ったり、保護者の希望に

基づき必要な教育、保育が提供できるよう必要な措置をしている場合で、2号は連携施設自体の確保が困難な場合というふうに規定をしております。

5項は、先ほどの4項2号の連携施設の確保が著しく困難な場合におきまして、利用定員が20人以上の企業主導型保育事業所か、市が運営支援などを行っている認可外保育施設で、市長が適当と認めるものを、連携協力を行う施設として適切に確保しなければならないことを規定しております。

続いて食事の提供の特例では、「乳幼児」となっているものを、他の条文との統一性から「利用乳幼児」に改正するもので、職員の部分では、以前の法改正に伴い引用する号がずれてしまっていたため改正するものです。

居宅訪問型保育事業につきましては、本市では該当事業はありませんが、従うべき基準であり、または以降の文言を追加するものです。

連携施設に関する特例ですが、保育所型事業所内保育事業に係る規定で、本市には該当する事業所はありませんが、従うべき基準であり、第2項を追加する改正をいたします。

最後に電磁的記録についてですが、こちらは参酌すべき基準であり、記録について書面に代えて電磁的記録で行うことができるよう49条を追加するものでございます。

議案第40号の説明については以上となります。

最後、議案第41号 高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問題対策委員会条例の一部改正について説明をさせていただきます。

本案は、議案書の提案理由にありますように、高浜市いじめ問題再調査委員会を設置するために条例改正をするものでございます。

いじめの重大事態が発生した場合のフローを示した資料で御説明させていただきますので、参考資料28ページを御覧いただきたいと思います。

改正前の条例では、いじめ防止対策推進法に基づき、フローにあります高浜市いじめ問題対策連絡協議会、高浜市いじめ問題対策委員会の設置について規定をしております。学校でいじめの重大事態が発生しますと、教育委員会からの諮問を受けた高浜市いじめ問題対策委員会にて調査等が行われます。その調査に係る答申を受けた教育委員会は、その調査結果について市長に報告することが法に規定されております。

市長等が報告に係る重大事態への対処、または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは附属機関を設けて調査等を行う方法により、調査結果について、調査を行うことができると法に規定されておりますが、その調査をする附属機関の設置についての規定が現在ありませんので、今後そのような必要性が発生した場合に速やかに対応できるように、高浜市いじめ問題再調査委員会の設置について、条例に盛り込む改正をするものでございます。

続きまして、高浜市いじめ問題再調査委員会の設置に係る条例改正の概要について説明をさせ

ていただきますので、参考資料25ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

まず条例名ですが、本条例は3つの会議体の設置に係る条例となりますので、「高浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例」に、変更いたします。

続きまして、高浜市いじめ問題再調査委員会の内容に係る規定でございますが、これまでの本条例の構成は、第1章が総則、第2章が高浜市いじめ問題対策連絡協議会、第3章が高浜市いじめ問題対策委員会についての規定をしておりましたが、第4章として高浜市いじめ問題再調査委員会についての規定を加えるものでございます。

では、その第4章の規定の内容ということでございますが、重大事態の調査を担う第3章のいじめ問題対策委員会と基本的には同様の構成としており、第19条の設置から所掌事務、組織、任期、委員長、会議で、第25条の準用で成り立っております。

なお、第22条の任期の規定でございますが、いじめ問題再調査委員会は必要に応じての対応でございますので、任期は市長が委嘱したときから当該諮問に係る答申または意見の具申が終了したときまでとしております。

最後に附則についてですが、2項においていじめ問題再調査委員会委員の報酬につきましては、いじめ問題対策委員会委員と同額の規定としております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 教育長。

○教育長（岡本竜生） 議案第42号 事業契約の変更について、提案理由を御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料29ページも併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

今回の事業契約の変更は、人件費の上昇等による影響もあり、高浜小学校等整備事業において、維持管理業務を実施する上で必要なその他関連業務に係るサービス価格指数が、前回令和元年度改定時の指数と比較し、改定条件である3.0%以上の上昇となったことから、事業契約の変更をお願いするものでございます。

サービス価格指数の上昇率に応じてサービスの対価を算出した結果、本年4月から令和16年3月までの事業期間分として996万8,720円の増加となりました。このことから、変更後の契約金額を49億6,513万7,636円とするものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 日程第6 議案第44号及び議案第45号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第44号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第3回）

につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

第3回補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億2,851万4,000円を追加し、補正後の予算総額を186億6,388万2,000円といたすものでございます。

10ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は公共施設予約システム使用料について、新たに期間及び限度額を定めるものでございます。

12ページから15ページまでをお願いいたします。

地方債補正は最上段のふれあいプラザ改修事業について、工事費の増額補正に伴い限度額を増額いたすものでございます。

32ページ、33ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項1目総務費国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金は、自治体情報システムの標準化・共通化に対応するための業務に対する補助金を増額いたすもので、デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプは、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた事業の立ち上げに必要な経費に対する交付金を計上いたすもので、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、低所得世帯への支援策として実施する、価格高騰重点支援給付金支給事業及び価格高騰重点支援給付金（低所得者の子育て給付）支給事業に対して交付されるものでございます。

2目民生費国庫補助金の子ども・子育て支援事業費補助金は、児童手当の制度改正に対応するための人事給与システムの改修費に対する補助金を増額いたすものでございます。

5目教育費国庫補助金の公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金は、GIGAスクール運営支援センター整備事業に対して補助されるものでございます。

15款3項6目教育費委託金のキャリアスクールプロジェクト事業委託金は、キャリアスクールプロジェクト「つなぐ」のモデル校として、翼小学校が選定されたことに伴い増額いたすもので、ラーケーション推進事業委託金は、県の「ラーケーションの日」モデル校として、市内7小・中学校が指定を受けたため計上いたすものでございます。

17款1項2目民生費寄附金の障害者福祉基金指定寄附金は、匿名の方から御寄附いただいたものでございます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として、公共施設等整備基金繰入金は、南部ふれあいプラザ耐震補強工事費の財源として、教育振興・子育て支援基金繰入金は、ボートレースチケットショップ高浜環境整備協力金の決算額の確定によりそれぞれ増額いたすものでございます。

34ページ、35ページをお願いいたします。

20款4項2目雑入7節保健センター収入の新型コロナ予防接種は、新型コロナワクチンを接種する際の自己負担金を計上いたすものでございます。

9節雑入の人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金は、eスポーツでよい未来、ごちゃまぜみんなでつながる事業に対し交付されるもので、地域活性化センター助成金は、地域共生型居場所づくり推進事業に対し、新型コロナワクチン助成金は秋からの新型コロナワクチンの定期接種に対し、自治総合センターコミュニティ助成金は、まちづくり協議会の活動に必要な備品の購入費に対し、それぞれ助成されるものでございます。

36ページ、37ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項3目市民活動支援費は、入札不調に伴い南部ふれあいプラザ耐震補強工事費を増額するほか、各まちづくり協議会におけるテント、AED等の購入費を計上いたすものでございます。

7目職員管理費は、児童手当の制度改正に対応するため、人事給与システムの改修費を計上いたすものでございます。

11目財産管理費は、固定資産税の評価替えにより土地・建物借上料を増額いたすものでございます。

12目企画費の3みんなでまちづくり事業は、eスポーツでよい未来、ごちゃまぜみんなでつながる事業の実施に必要な経費を計上いたすもので、10ICT推進事業は、市内の公共施設の利用予約等においてキャッシュレス決済を含むオンライン申請を可能とする公共施設予約システムを新たに導入する経費を計上するほか、DX推進に向け専門知見を有するDX推進アドバイザーを設置するための委託料を計上いたすものでございます。

38ページ、39ページをお願いいたします。

2款8項1目基金費の障害者福祉基金積立金は、指定寄附金を積み立てるもので、教育振興・子育て支援基金積立金はボートレースチケットショップ高浜環境整備協力金を積み立てるものでございます。

3款1項2目地域福祉推進費は、児童扶養手当法の改正に対応するため、福祉総合システムの改修費を計上いたすものでございます。

6目高齢者社会参加推進費は、固定資産税の評価替えにより老人憩の家借地料を増額するものでございます。

15目国民健康保険事業費は、国民健康保険事業特別会計におけるシステム改修費に対する繰出金を増額するものでございます。

18目重層的支援体制整備事業費は、こども食堂や健康自生地等の既存の居場所を多世代型にするなど、属性を問わずに誰もが気軽に利用できる地域共生型居場所づくり推進事業を実施するた

めに必要な経費を計上いたすものでございます。

24目価格高騰重点支援給付金支給事業費は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰による家計の負担軽減を図るため、低所得世帯に対し一世帯当たり10万円を支給いたすものでございます。

26目価格高騰重点支援給付金（低所得者の子育て給付）支給事業費は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰による家計の負担軽減を図るため、低所得世帯のうち18歳以下の児童を扶養している世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給いたすものでございます。

40ページ、41ページをお願いいたします。

3款3項2目生活援助費は、就労自立給付金のインセンティブ強化に向けた生活保護システムの改修費を計上いたすものでございます。

4款1項2目保健・予防費は、秋からの新型コロナワクチンの定期接種実施に向け、個別予防接種委託料を増額するほか、新たに新型コロナ予防接種通知業務委託料を計上いたすものでございます。

3目医療対策推進費は、固定資産税の評価替えにより土地借上料を増額するものでございます。

4目環境保全推進費は、南部ふれあいプラザに太陽光発電設備を導入するに当たり、導入基礎調査を行うものでございます。

4款2項1目ごみ処理・リサイクル推進費は、不燃物搬入場の賃貸人との協議結果により、土地借地料を増額するものでございます。

42ページ、43ページをお願いいたします。

6款1項4目農地保全費は、固定資産税の評価替えにより土地借地料を増額するものでございます。

10款1項3目教育指導費は、「ラーケーションの日」の実施により、増加する教職員の業務について負担軽減を図るため、スクールサポーター謝礼を増額するほか、キャリアスクールプロジェクト「つなぐ」の実施に必要な講師謝礼等を計上いたすものでございます。

10款4項1目幼児教育費及び44ページ、45ページをお願いいたしまして、10款5項2目生涯学習機会提供費は、固定資産税の評価替えにより吉浜幼稚園運動場借地料及び駐車場等借地料を増額いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第45号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の19ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ861万3,000円を追加し、補正後の予算総額を37億6,773万9,000円といたすものであります。

初めに歳入について申し上げます。

58ページ、59ページをお願いいたします。

4款1項1目一般会計繰入金は、マイナ保険証の導入に係るシステム改修費用を一般会計から繰り入れるものであります。

歳出について申し上げます。

60ページ、61ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修に係る経費で、資格確認書の発行対応、マイナンバーカードと健康保険証のひも付け確認、高齢受給者証の一部負担金割合の確認等を実施するためのものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 日程第7 報告第5号から報告第10号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

報告説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、報告第5号 権利放棄の報告について。

高浜市債権管理条例第12条の規定により債権放棄を行いましたので、同条例第13条の規定により御報告申し上げます。

別添の報告第5号 権利放棄の報告資料、2ページの別紙を御覧いただきたいと思っております。

債権放棄は全て水道料金に係る債権で、件数は165件で、債権放棄金額は60万9,319円でございます。債権放棄年月日は令和6年3月31日で、債権放棄理由は全て消滅事項によるものでございます。

なお、3ページには参考資料として令和5年度の強制徴収公債権の不納欠損状況をお示ししております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、報告第6号 繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和6年1月臨時会における令和5年度高浜市一般会計補正予算（第9回）並びに令和6年3月定例会における令和5年度高浜市一般会計補正予算（第10回）、（第11回）及び（第12回）におきまして、繰越明許費としてお認めをいただきました19事業につきまして、令和6年度に繰越しをさせていただきましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告をさせていただきますのでございます。

2 ページ目を御覧いただきたいと思います。

繰越し事業の内容でございますが、2 款総務費の会計年度任用職員管理事業及び高浜市電子クーポン支援業務委託事業は、電子クーポン事業の市民等に対するきめ細かいサービス展開のための制度設計や準備等に日数を要し、年度内の完了が見込めないため繰越しをさせていただいたものでございます。

同じく 2 款総務費の戸籍システム修正業務委託事業は、戸籍読み仮名法制化対応に伴う戸籍システムの改修をするもので、住民記録システム修正業務委託事業はマイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に伴う住民記録システムの改修をするもので、いずれの事業も年度内の完了が見込めないため繰越しをさせていただいたものでございます。

3 款民生費の会計年度任用職員管理事業、価格高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯分）事業及び価格高騰重点支援給付金（低所得者の子育て給付）事業は、年度内における給付金の支給が困難であるため繰越しをさせていただいたものでございます。

同じく 3 款民生費の全世代楽習館解体工事設計業務委託事業及び最下段の児童クラブ改修工事実施設計業務委託事業は、現地調査を含めた設計業務について、年度内の完了が見込めないため繰越しをさせていただいたものでございます。

同じく 3 款民生費の吉浜北部保育園長寿命化改修工事実施設計業務委託事業は、当初設計業務に加え、職員室棟増築の設計業務を追加する必要が生じ、年度内の完了が見込めないため繰越しをさせていただいたものでございます。

次ページをお願いいたします。

4 款衛生費の新型コロナウイルス感染症対策推進事業は、接種委託料支払事務のほか、残余ワクチンの処分等を行うもので、年度内の完了が見込めないため繰越しをさせていただいたものでございます。

8 款土木費の中根橋架け替え工事負担金事業は、県による地域住民との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため繰越しをさせていただいたものでございます。

10 款教育費の吉浜小学校仮設校舎賃借事業から吉浜幼稚園長寿命化改修工事業までの 7 事業は、令和 6 年 1 月 30 日付で学校施設環境改善交付金の内定があったもので、年度内の完了が見込めないため繰越しをさせていただいたものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 報告第 7 号から報告第 9 号につきまして御報告申し上げます。

初めに報告第 7 号 令和 5 年度高浜市水道事業会計予算の繰越しについて御報告申し上げます。

本件は、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により、令和 5 年度高浜市水道事業会計予算において、建設改良費の繰越しをさせていただきましたので、同条第 3 項の規定に基づき報告をさせ

ていただくものでございます。

予算繰越計算書をお願いいたします。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、事業名、水道施設近代化事業費のうち、下水道工事区域内における配水管移設工事の年度内完了が見込めないことから繰越しをさせていただいたものでございます。

次に、報告第8号 令和5年度高浜市下水道事業会計予算の繰越しについて御報告申し上げます。

本件は、先ほどの水道事業会計と同様に、地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和5年度高浜市下水道事業会計予算において建設改良費の繰越しをさせていただきましたので、同条第3項の規定に基づき御報告をさせていただくものでございます。

予算繰越計算書をお願いいたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、管路建設改良費のうち、下水道工事区域内における配水管移設補償の年度内完了が見込めないことから繰越しをさせていただいたものでございます。

続きまして、報告第9号 令和5年度高浜市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

決算書の9ページをお願いいたします。

事業報告でございますが、令和4年度から令和5年度に繰越しをいたしました市道港線歩道設置事業（田戸町交差点工区）及び南工区の用地取得に係る費用のうち2,291万6,794円を支出し、一部につきましては年度内完了が見込めないことから、翌年度に繰越しをさせていただいております。

また、市道港線歩道設置事業（田戸町交差点工区）用地として、令和元年度及び令和4年度に取得いたしました127.57平方メートル、7,934万4,204円の土地を処分いたしました。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

事業報告でございます。

こちらは事業別の明細書となっております。

一番右側の当期末未処分用地の再下段の合計欄を御覧ください。

期末の保有面積は4,648.11平方メートルで、金額は3億7,257万3,165円となっております。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

決算報告でございます。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入の1款事業収益は決算額が8,049万3,185円で、内訳は公有地の処分に伴う売却収益及び保有土地の賃貸などによる収益となっております。

2款事業外収益の決算額3,016円は受取利息及び雑収益となっております。

次に、支出の1款事業原価の決算額8,012万1,404円は、公有地売却原価及び保有土地賃貸等原価となっております。

2款販売費及び一般管理費の決算額719万2,477円は、役員報酬、法人市県民税、駐車場の整備に必要な委託料などとなっております。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入の1款資本的収入の決算額は1億857万5,183円で、内訳は公有地取得に関わる借入金及び収益的収入の公有地売却収益を資本的収入に振り替える造成事業費用振替収入となっております。

次に、支出の1款資本的支出の決算額は1億270万321円で、主な内訳は用地補償費、借入金の支払利息及び償還金となっております。

次に、18ページをお願いいたします。

予算繰越計算書でございます。

事業の年度内完了が見込めないことから、翌年度に1,907万1,062円を繰越しさせていただいております。

次に、19ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

損益計算書は当該年度の利益を計算したもので、令和5年度は当期純損失が681万7,680円となっております。

次に、20ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

貸借対照表は、令和6年3月31日現在の資産状況と負債、資本状況を取りまとめたもので、資本合計は負債資本合計と同額の4億248万4,389円となっております。

21ページをお願いいたします。

事業原価計算書でございます。

事業原価計算書は、公有地に関わる当該年度の原価を計算したもので、令和5年度末の公有用地の原価は1億6,196万9,270円となっております。

次に、下段の8剰余金計算書及び22ページ上段の剰余金処分計算書でございますが、令和4年度から繰越しされた利益剰余金と令和5年度の当期純損失の合計額8,272万4,452円を令和6年度に繰越しをさせていただいたものです。

次に、財産目録でございます。

財産目録は令和6年3月31日現在の財産状況をまとめたもので、純財産が9,272万4,452円となっております。

23ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書でございます。

キャッシュ・フロー計算書は保有する現金及び現金同等物の資産、資金が明確となるキャッシュ・フローで、令和5年度は現金及び現金同等物が94万1,559円減少し、期末残高は2,578万6,286円となっております。

24ページをお願いいたします。

資本金明細表でございます。

資本金明細表は公社設立に伴う出資金を整理したもので、資本財産1,000万円は高浜市からの出資をいただいているものでございます。

次に、13借入金明細表でございます。

借入金明細表は当該年度の借入れに関する利率や借入方法、金額を整理したもので、令和5年度末の借入残高は3億975万9,937円でございます。

最後に25ページをお願いいたします。

この表は令和6年3月31日現在における公社所有地の一覧表でございます。

御参照いただきたいと思います。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 報告第10号 令和5年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況につきまして御報告申し上げます。

決算報告書の3ページ、営業の報告をお願いいたします。

初めに営業の概要につきましては、第30期は高浜市から33業務を受託したほか、高浜市以外では高浜市社会福祉協議会、高浜豊田病院などから14業務を受託いたしました。この結果、第30期の売上高は前年度より約8.0%減の約5億3,560万円となっております。

この内訳につきましては、6ページの売上高明細書をお願いいたします。

受託収入としまして、1の高浜エコハウス収入から12の清掃サービス事業収入まで、合わせて5億798万7,634円で、事業収入は物販事業収入2,761万2,360円となっております。

3ページにお戻りいただきまして、営業の概要の下から2段落目をお願いいたします。

従業員の体制でございますが、令和6年3月31日現在、正規社員62人、臨時社員197人、合計259人により、それぞれ各種業務の遂行に当たっております。このうち60歳以上の社員が98人で37.8%、女性社員につきましては219人で84.6%となっております。

4ページをお願いいたします。

貸借対照表につきましては、初めに左の欄の資産の部がありますが、資産の合計は3億4,231万8,096円で、前期と比較しますと716万3,450円の減額となっております。

うち流動資産は現金・預金、商品・製品、未収入金などを合わせまして2億2,040万8,342円、固定資産は有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産を合わせまして1億2,190万9,754円となっております。

次に、右の欄の負債の部であります。流動負債は未払金から賞与引当金まで、合わせまして6,212万3,432円となっております。

右の欄下段の純資産の部は、資本金5,000万円と利益剰余金2億3,019万4,664円を合わせまして、純資産合計は2億8,019万4,664円となっております。

5ページをお願いいたします。

損益計算書であります。売上高は5億3,559万9,994円で、販売費及び一般管理費は5億1,578万7,275円となっております。

この内訳につきましては、7ページの販売費及び一般管理費をお願いいたします。

主な経費であります人件費は、1給料手当、2退職給与金、3法定福利費を合わせますと、4億5,535万9,976円で、全体の88.3%となっております。

5ページにお戻りいただきまして、表の中ほどをお願いいたします。

営業損失は324万4,532円で、営業外収益を加え、営業外費用を引きました経常利益は124万9,890円となっております。

表の末尾から4行目の税引前当期純利益は125万3,881円で、法人税住民税等及び法人税等調整額を控除しました当期純利益は25万8,824円となっております。

8ページをお願いいたします。

株主資本等変動計算書であります。右から2列目の株主資本合計の当期末残高は、当期首残高2億7,993万5,840円に当期純利益25万8,824円を加えました2億8,019万4,664円となっております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） ただいまの報告第5号から報告第10号までは、報告事項でございますので御了承願ひます。

○議長（杉浦康憲） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は6月13日午前10時であります。

本日はこれをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前11時20分散会
